

八雲町中小企業等設備導入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八雲町（以下「町」という。）の中小企業及び小規模事業者が実施する起業及び事業（第一次産業を除く。以下同じ。）を承継する者の設備等の導入並びに経営の改善に資する設備等の導入に対し補助金を交付することにより、起業支援及び事業承継等の課題解決並びに事業者等の業務効率改善を図り、もって町の中小企業及び小規模事業者を活性化させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 起業 申請年度の4月1日を基準として、過去2か年以内に新しく事業を起こした、又は事業完了までに新しく事業を起こすことをいう。

(2) 起業等 新たに事業を営もうとする者、事業を承継しようとする者及び現に事業を営む者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条各号に掲げる小規模事業者に限る。）であつて、転業を行おうとする者をいう。

(補助対象者)

第3条 本事業による補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 町内に主たる事業所を有する中小企業及び小規模事業者若しくは町内の起業等であること。

(2) 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(3) 過去に本要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、補助対象者が町税等を滞納しているときは、補助金を交付しないことができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付決定日より以前に契約及び購入等、事前着手されたものは、これを認めない。

3 補助対象設備等の施工及び購入等は、原則として町内事業者によるものとする。ただ

し、町内事業者において取り扱いがない等の場合はこの限りではない。

(補助の上限及び補助率)

第5条 補助金は300万円を上限とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内とする。また、1事業者につき1回のみとする。

(端数の計算)

第6条 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(計画の事前審査)

第7条 この要綱により補助を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、事前に八雲商工会長へ中小企業等設備導入計画に関する確認依頼書(様式第2号)を提出して審査を受け、認定を受けなければならない。

(補助金の申請)

第8条 申請者は、八雲町中小企業等設備導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、事業等の内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 前項により申請された補助金額の合計が当該事業実施年度の予算を超える場合、別に定める審査会により補助金交付の可否を決定するものとする。

3 町長は、補助金の交付を決定したときは、八雲町中小企業等設備導入支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者へ通知するものとし、補助金を交付しないことを決定したときは、八雲町中小企業等設備導入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者へ通知するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者が、事業計画に重要な変更をする場合においては、事業計画変更承認申請書(様式第7号)を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、計画の変更を承認したときは、事業計画内容変更決定通知書(様式第8号)により申請者へ通知するものとする。

(事業の完了報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、その事業が完了したときは、事業完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて当該事業完了の日の翌日から起算して30日以内に町長に報告しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第10号)

(2) 収支決算書(様式第11号)

(3) 導入した設備等の工業会証明書(設備等の更新を行った者に限る)

(補助金の額の確定)

第 12 条 町長は、前条の事業完了報告書を受理したときは、その報告に係る事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額の確定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、速やかに確定の内容を補助金の額の確定について（様式第 12 号）により申請者に通知するものとする。
（補助の取消し等）

第 13 条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
 - （2） 補助金を目的以外の経費に充てたとき。
 - （3） 不正の行為があったとき。
- （その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

対象となる経費	対象となる設備等	備考
<p>合計が50万円以上となるもの（消費税及び地方消費税を除く）</p>	<p>① 建物及びその附属施設、構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品</p>	<p>対象設備（中古品、リース、レンタルを除く）は1点10万円以上のものとする。 ただし、汎用性のある以下のものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・パソコン（ただし、DXに資する導入システムの一部に組み込まれており、事業以外の用途に利用可能でない場合は対象） ・スマートフォン ・車輛 ・タブレット端末（ただし、キャッシュレス決済及びセルフオーダー等のDXに資する場合は対象） ・エアコン ・机 ・椅子 ・カーテン ・応接セット ・コピー機 ・プリンタ（ただし、製造業等業務のみに使用する3Dプリンタは対象） ・再生可能エネルギー設備 ・蓄電池 ・固定電話 ・FAX ・診療報酬・介護報酬を受ける事業に使用しうるものなど
	<p>② DXに資する設備</p>	<p>対象設備1点の金額が少額であることから、①の各設備導入に係る費用を合算するものとする。</p>

別表第2（第8条関係）

添付書類	
1	誓約書及び同意書（様式第4号）
2	中小企業等設備導入計画に関する確認依頼書（様式第2号）の写し
3	中小企業等設備導入計画に関する確認書（様式第3号）
4	設備等の金額及び仕様が確認できるもの（見積書・カタログ・仕様書）
5	営業許可証の写し（事業承継者、又は経営改善のための設備更新を行う者のみ）
6	開業届の控えの写し（起業・転業のための設備導入を行う者のみ）
7	直近の確定申告書又は決算書の写し（個人による起業を除く）
8	その他町長が必要と認めるもの